

瀬戸市農業委員会定例会議事録

1 開催日時 令和5年10月24日(火) 午後2時から午後2時25分

2 開催場所 瀬戸市役所4階大会議室

3 出席委員

農業委員

1番	伊藤 憲昭	
2番	井上 俊英	
3番	小澤 早由里	
4番	加藤 卓夫	
5番	作石 正太郎	
6番	高島 八十三	
7番	武田 晴光	
8番	長江 和春	
9番	中村 征実	欠
10番	藤井 義廣	
11番	矢野 洋三	欠
12番	横道 厚子	

農地利用最適化推進委員

1番	磯村 幸成	
2番	江尻 雅之	
3番	大澤 憲男	
4番	加藤 晴次	
5番	藤田 茂夫	
6番	前田 晴美	欠
7番	松原 清	
8番	山田 泰司	

(出席 17)

4 議事日程

第50号議案	農地法第3条の規定による許可申請について	1 件
第51号議案	農地法第3条の規定による許可申請について	1 件
第52号議案	農地法第5条の規定による許可申請について	1 件
第53号議案	農地法第5条の規定による許可申請について	1 件
報告第35号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について	2 件
報告第36号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について	8 件
報告第37号	農地法第18条第6項の規定による通知書について	1 件
報告第38号	現況証明願出書について	2 件

議長

ただ今より瀬戸市農業委員会10月定例会を開会いたします。

本日の議題は、配布してあります議案書のとおりでございます。

なお、農業委員の9番 中村 征実（なかむら まさみ）委員、11番 矢野 洋三（やの ようぞう）委員、推進委員の6番 前田 晴美（まえだ はるみ）委員から欠席の連絡が、推進委員の5番 藤田 茂夫（ふじた しげお）委員から遅刻の連絡が入っております。

議長

続きまして、本日の議事録署名委員の指名を行います。慣例により議長が指名することになっておりますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声、多数あり）

議長

ご異議なしと認めます。よって、本日の議事録署名委員は、

10番 藤井 義廣（ふじい よしひろ）委員、

12番 横道 厚子（よこみち あつこ）委員を指名いたします。

（第50号議案）

議長

これより議事に入ります。それでは「第50号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

申請地は、登記地目、現況地目ともに畑の2筆で面積は277㎡です。

渡人は相続により譲り受けたが、仕事の都合で耕作ができず以前より受人に耕作を依頼していました。受人は、現在自宅近くで約2,000㎡を耕作しており、申請地まで徒歩1分と、通作条件等は問題ありません。なお、地区担当委員さん、推進委員さんからも適当とのご報告をいただいております。

以上の点から、農地を取得するための要件を満たし、許可できるものと考えます。第50号議案につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。第50号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長 特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第50号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第50号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第51号議案)

議長 続きまして、「第51号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 申請地は、登記地目、現況地目ともに田の2筆で面積は1,198㎡です。渡人2名はそれぞれ、高齢のため農業継続が困難、また、相続により譲り受けたが営農が困難であったところ、営農規模の拡大を考えていた受人と協議がまとまり本申請にいたしました。受人は現在自宅近くで約4,000㎡を耕作しており、申請地まで徒歩3分と、通作条件等は問題ありません。なお、地区担当委員さん、推進委員さんからも適当とのご報告をいただいております。

以上の点から、農地を取得するための要件を満たし、許可できるものと考えます。第51号議案につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。第51号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長 特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第51号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第51号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第52号議案)

議長 続きまして、「第52号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 申請地は、登記・現況地目がともに田の1筆で、面積は174㎡、目的はリサイクル資源置場です。

立地基準は、市街地介在農地で、第3種農地に該当し、原則許可です。一般基準は、資力については事務局で確認済です。

申請地周辺の状況は、北と東側は道路、西側は資材置場で、過去に農地転用許可を得ています。南側は耕作放棄地となります。

西側には既設の鉄板フェンスがあり、それ以外は小堤を設け、隣接地への土砂等の流出を防止します。

他法令は特にありません。

以上より、本申請は、立地基準及び一般基準を満たし、地区担当委員さんからも適当とのご報告をいただいているため、許可相当であると考えます。

第52号議案につきましては以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。第52号議案について、ご質疑はございませんか。

藤井委員

道路側から入るということですか。

事務局

進入は南側の道路からです。

藤井委員

そうすると、申請地西側には既設の鉄板フェンスがあるため入れないのではないですか。

事務局

乗り入れ口がある既存利用地と申請地の間に鉄板フェンスがあるので入れないのではないかと、ということですね。

藤井委員

そうです。

事務局

申請者に確認したところ、大きなクレーン等を使用して既存利用地から申請地に搬入するということです。軽いものについては東側の歩道から運び、対応できないものはクレーンを使用するということです。申請地の南側も今後農地転用を予定しているようで、それもあり鉄板フェンスを撤去していないのではないかとと思われます。

その他よろしいでしょうか。

議長

特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長

特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第52号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第52号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第53号議案)

議長

続きまして、「第53号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

申請地は、登記地目が畑、現況地目が雑種地の1筆で、面積は1,169㎡、目的は駐車場です。

立地基準は、市街地介在農地で、第3種農地に該当し、原則許可です。一般基準は、資力については事務局で確認済です。

申請地周辺の状況は、南側は譲受人所有地で駐車場、それ以外は道路で、農地はありません。

排水につきましては、基本自然浸透となりますが、傾斜が申請地中央の東側に向いており、浸透しきれない雨水は、東側道路側溝に流れます。

他法令ですが、本案件は土地利用調整条例にかけられており、市役所関係各課・地元への周知が図られております。

以上より、本申請は、立地基準及び一般基準を満たし、地区担当委員さん

からも適当とのご報告をいただいているため、許可相当であると考えます。

第53号議案につきましては以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。第53号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長

特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長

特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第53号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第53号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(報告事項)

議長

続きまして、報告事項に移ります。報告事項につきましては、報告第35号から第38号まで一括して事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第35号・36号 農地法第4条第1項第7号の届出につきましては2件、農地法第5条第1項第6号の届出については8件ありました。面積等は記載のとおりです。

報告第37号 農地法18条第6項の規定による通知書については1件あ

り、面積等は記載の通りです。

報告第38号 現況証明願出書については2件あり、面積等は記載の通りです。

議長 事務局の説明は終わりました。報告事項について、ご質疑等はありませんか。

(質疑なし)

議長 特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようでありますので、次に「その他」ということで、委員の方から何かありますでしょうか。

高島委員 前回、3条許可後の現地確認について提案しましたが、5条許可についても完了日等を一覧にして確認できるようにしてはどうでしょうか。現状は許可したらそれまでになっているので、農地転用の顛末が分かるような資料があるといいと思います。

事務局 検討させていただきます。

議長 昔は完了報告が出ていないと県が確認に来ていましたが、現在は行っていないですか。

事務局 現在は行っていません。

藤井委員

5条許可が出ている箇所を示した地図を準備して、農業委員会開催日に確認できるようにしてはどうか。そうしたら我々も調査できるので事務局の負担も減るのではないですか。

事務局

どうしたら効率的か一度検討したいと思います。ありがとうございました。

山田委員

以前、資材置場で許可が下りた場所ですが最近建物の基礎工事が始まっています。建物は建てられるはずはないのですが、どういうことでしょうか。

事務局

調整区域なので建築許可が必要だと思いますので、一度確認します。

高島委員

私に市役所の別の課から連絡がありました。雨水はきちんと山口川の方に排水し、農業用水には流さないということでした。ただ、私たちはもう何も言うことはできないですね。

事務局

そうですね、高島委員に連絡が入ったのもおそらく農事組合としてだと思っています。

藤井委員

調整区域に建物は建たないですね。

事務局

許可が必要かどうかも含めて確認いたします。

高島委員

こういったことも含めて、先ほどの5条許可後の確認をしてはどうかと思います。

事務局

ありがとうございます。確認しておきます。

議長

その他よろしいでしょうか。

特にないようですので、事務局の方で何かありますでしょうか。

事務局

3点連絡事項がございます。

1点目、「せと農業展」のご案内です。パンフレットを配布させていただきましたが、今年は11月25日（土）に、品野陶磁器センターの芝生広場で開催する予定です。開催時には、委員の皆様のご協力で、農産物品評会に多くの方に出品をいただいていたところですが、今年も近隣の方にお声掛けいただくなど、ご協力いただきたく存じますので、何卒よろしく願いいたします。

2点目、対象案件がある場合に地区担当委員さんにお送りする調査依頼書について、調査報告書と一緒に議案書等を返送していただく場合がありますが、資料が多いと切手代が超過してしまいます。つきましては、返送いただくのは調査報告書のみにしていただき、それ以外については農業委員会開催時に回収させていただきたいと思っております。お手数をおかけしますが、ご協力をお願いいたします。

3点目、活動記録簿について、机の上に置かせていただきました。また、この定例会終了後、改めて活動記録簿についてのご案内をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

事務局からは以上です。

議長

その他、何かございますか。

(なし)

議長

本日付議されました案件は全て議了いたしました。

これにて、瀬戸市農業委員会10月定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。